# 公益財団法人公害地域再生センター

# 評議員会運営規則

### 第1章総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人公害地域再生センター(以下「この法人」という。)の定款第18条の 2に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成及び出席)

- 第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 理事長は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事のうち1名は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### 第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

- 第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年度6月に1回開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 4 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

#### (招集の手続)

- 第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
  - (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
- イ 役員等の選任
- ロ 役員等の報酬等
- ハ 事業の全部の譲渡
- ニ 定款の変更
- ホ 合併

### (招集の通知)

- 第5条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。
- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、第5条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

### 第3章 評議員会の議事

(議長)

第6条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

#### (評議員提案権)

第7条 評議員が理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求 は、評議員会の日の2週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする 議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

#### (評議員会の運営)

- 第8条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

# (評議員会の決議事項)

- 第9条評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 評議員及び理事、監事の選任又は解任
- (2) 評議員及び理事、監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他法令又は定款で定められた事項

# (議決)

- 第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (評議員会への報告事項)

第11条 理事は、定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

# (理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

### (議事録)

第13条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

#### (議事録の配布)

第14条 議長は、評議員全員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を 遅滞なく報告するものとする。

### 第4章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

## 第5章 雜則

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。(平成27年6月17日評議員会議決)

### 別表

### 議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法)
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
- ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
- ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款 に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
- ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名